

【韓国】 無償保育・無償幼児教育と幼保一元化

海外立法情報課 藤原 夏人

* 近年、韓国政府は乳幼児に対する無償保育・無償教育を拡充するとともに、幼保一元化を進めている。一方、無償保育・無償教育の財源をめぐり、政府と自治体との間に対立が生じている。

1 無償保育・無償教育に関する法改正

韓国における就学前施設は、就学前の乳幼児を対象とした保育所（保健福祉部所管）と、満3歳～満5歳の幼児を対象とした幼稚園（教育部所管）とに二元化されている。両者それぞれの根拠法である乳幼児保育法（第35条）及び幼児教育法（第24条）には、従来、就学前1年間の無償保育・無償教育を順次実施することが規定されており、これまでも所得制限等の条件を付して部分的に実施されてきた。

近年、無償保育・無償教育の大幅な拡充が進められており、2012年3月から、施設に通う満2歳以下及び満5歳の乳幼児に対する無償保育・無償教育（保育料又は授業料相当額の所得制限なしの支援）が開始された。さらに2013年3月から、満3歳児及び満4歳児も含めた全面的な無償保育・無償教育が開始された。

これに伴う法改正として、まず幼児教育法について2012年3月、就学前3年間（満3歳～満5歳）の幼児に対する無償教育等を定めた改正法が制定された。続いて2013年1月、就学前の乳幼児に対する無償保育等を定めた改正乳幼児保育法も制定された。両者とも、無償の内容及び範囲は、大統領令で定められる。

また、無償保育・無償教育の拡充とともに、施設に通わない乳幼児に対する養育手当（日本の児童手当に相当し、乳幼児保育法第34条の2に規定）の拡充も行われ、2013年3月から、施設に通わない全ての乳幼児に対する養育手当の支給が開始された。

2 財源をめぐる政府と自治体の対立

政府は自治体との十分な協議を経ずに無償保育・無償教育の拡充を決定したため、自治体との間で財源をめぐる対立が生じている。特に問題となっているのが、無償保育及び養育手当に関係する乳幼児保育事業である。乳幼児保育事業は国の補助金支給対象事業ではあるが、全額国庫負担ではない。補助金管理に関する法律施行令に基づく現行の国の負担割合は、ソウル市に対し20%、その他に対し50%が原則である。全国市道知事協議会等の関連団体は声明を出し、国の負担割合を引き上げることを要求している。

2012年10月、国の負担割合を引き上げることを目的とした乳幼児保育法一部改正法律案が議員立法により国会に発議され、国の負担割合を20%引き上げ、ソウル市に対し40%、その他に対し70%とする修正案が同年11月に国会保健福祉委員会で議決された。しかし、政府及び与党の反対により、その後の審議が停滞し、本会議での可

決に至っていない。他方、政府は 2013 年 9 月、「中央地方間機能及び財源調整案」を公表し、補助金管理に関する法律施行令の改正を通して国の負担割合を 10%引き上げ、ソウル市に対し 30%、その他に対し 60%とする代案を提示した。

一部の自治体は、乳幼児保育法の改正を前提とした予算編成を行うなど、政府の方針に対抗する姿勢を見せている。財源問題が解決されない場合、無償保育及び養育手当を中断する自治体が今後出てくることが憂慮されている。

3 幼保共通課程の導入

政府は無償教育・保育の拡充と並行して幼保共通課程（通称「ヌリ課程」）の導入を進めており、2011 年 5 月、「満 5 歳共通課程」を導入することを明らかにした（2012 年 3 月から実施）。これは、通園している施設が幼稚園か保育所かに関係なく、満 5 歳の就学前教育を同一のカリキュラムで行うものである。さらに 2012 年 1 月、政府は、就学前教育に対する政府の責任を強化するとして、ヌリ課程を拡大する方針を明らかにし、2013 年 3 月からヌリ課程の対象を満 3 歳児～満 5 歳児に拡大した。

4 幼保統合推進委員会

2013 年 2 月 25 日の朴槿恵（パク・クネ）新政権発足後、幼保一元化の動きがさらに加速している。ヌリ課程による教育課程の一元化に加え、所管官庁、財源、施設、教員養成、評価基準等の制度面での一元化を推進するため、2013 年 5 月、国務総理の所轄の下に、「幼保統合推進委員会」が発足した。同委員会は同年 12 月に開催された第 2 回会議において、今後の幼保一元化の進め方について議論し、一元化に向けた作業を 2014 年 3 月から段階的に実施していく計画であることを明らかにした。同委員会は、保護者の要望に応えることを最優先にしながら、朴槿恵政権の任期（～2018 年 2 月）中に幼保一元化を完成させる意向を表明している。

幼保一元化の動きは以前からあったが、具体的な進展は見られなかった。今回は幼保一元化のモデル事業も計画されており、実現可能性は高いとの声もある。

参考文献(インターネット情報は 2013 年 12 月 16 日現在である。)

- ・「유아교육법 일부개정법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PR_C_01D2Q0H2R1G4O1M1L2Q2U4N5L1E4O7>
- ・「영유아보육법 일부개정법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PR_C_B1Y2X0J9N2B0A1Y4W4O6M3G0Q7K2G3>
- ・「유보통합추진위원회 2 차 회의결과」 <http://pmo.go.kr/pmo/news/news01.jsp?mode=view&article_no=44441&board_wrapper=%2Fpmo%2Fnews%2Fnews01.jsp&pager.offset=0&board_no=3>
- ・金明中「韓国政府が養育手当を拡大！—韓国版児童手当を拡大した背景や出生率改善への効果は？—」『基礎研レター』2013.10.22, pp.1-3. <<http://www.nli-research.co.jp/report/letter/2013/letter131022.pdf>>
- ・キム・ヒジョン「幼稚園と保育所の一元化と無償化への韓国の挑戦」『Newsletter libra』No.49, 2013.11, p.2. <<http://www.libra.or.jp/LIBRA49.pdf>>
- ・勅使千鶴「韓国における保育・幼児教育の公共性および質の向上への取り組み—『満 5 歳共通課程』導入の推進計画をめぐって—」『日本福祉大学子ども発達学論集』4 号, 2012.1, pp.27-46. <<http://research.n-fukushi.ac.jp/ps/research/usr/db/pdfs/00124-00002.pdf>>